

# 秋田県林業公社森林整備関係業務指名競争入札実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、秋田県林業公社が発注する森林整備関係業務の指名競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

## (参加資格の公表)

第2条 入札参加資格については、秋田県林業公社のホームページに掲載する。

## (業務区分)

第3条 森林整備関係業務は、次の3区分とする。

### (1) 森林施業等業務

造林事業、保育（つる切、除伐、間伐等）事業に係るもの。

### (2) 森林生産業務

収穫事業（付随する簡易な作業道開設事業・補修事業を含む。）に係るもの。

### (3) 作業道開設等業務

作業道開設事業・補修事業（前項で規定している簡易なものは除く。）等に係るもの。

## (資格審査)

第4条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）について、森林整備関係業の入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、次の各号に掲げる県内の林業事業体について行うものとする。

### (1) 森林組合

### (2) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業体

### (3) その他、効率的な森林整備関係業務の実施が期待できる事業体

3 資格審査を行う時期は以下のとおりとする。

(1) 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、期間内の途中に資格審査申し込みがある場合は、その都度行うものとする。

(2) 2年の始期は平成24年3月とする。

4 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当する者

(2) 入札参加者、入札参加者の役員又は入札参加者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

(3) その他林業公社事業の正常な運営を妨げる可能性がある者

## (資格審査会)

第5条 入札参加資格を審査するため、林業公社に「入札参加資格審査会」を置く。

(資格審査の項目)

第6条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 次の専門技術者を有すること。

①第3条第1号に定める森林施業等業務及び第3条第2号に定める森林生産業務について  
は、別表に掲げる「林業の専門技術者」のいずれかが1名以上常勤していること。

②第3条第3号に定める作業道開設等業務については、別表に掲げる「林業の専門技術者」  
のいずれかが1名以上常勤していること及び「施工管理の専門技術者」のいずれかが1名  
以上常勤していること。

(2) 労働者災害補償保険及び雇用保険に加入している事業体であること。

(3) 雇用契約書の締結又は労働条件を書面で通知している事業体であること。

(4) その他具備すべき要件

①経理事務及び施業実績が良好であること。

②資金調達の見込みが充分であること。

③常勤雇用の作業員（森林整備関係業務に従事する労働者）を3名以上有していること。

④森林整備関係業務に必要な機械器具を有すること。

(資格審査の申込み)

第7条 資格審査の申込みに必要な書類は次のとおりとする。

①指名競争入札参加資格審査申込書（様式第1号）

②指名競争入札参加資格調書（様式第2号）

③誓約書（様式第3号）

④登記事項証明書（写し）

※申請日の3か月以内に法務局が発行したもの。

個人の場合は、営業証明書（写し）

⑤専門技術者等一覧表（様式第4号）

⑥専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し）

⑦森林作業員一覧表（様式第5号）

⑧労働者災害補償保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類（写し）

⑨森林作業員の雇用契約書又は労働条件通知書（写し）

⑩財務諸表（写し）

※申請日の属する会計年度前の会計年度書類

（貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類）

個人の場合は、確定申告書（写し）

※申請日の属する年の前年の確定申告書

2 資格審査の申込期限は別に定める。

(入札参加資格者登録名簿)

第8条 入札参加資格を有すると認められる者について、指名競争入札参加資格者登録名簿（様式  
第6号）（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 入札参加資格の有効期間

(1) 名簿登載の日から2年後の定期審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(2) 第4条第3項による期間内の途中に資格審査の申し込みを行い、名簿に登載された者の入  
札参加資格は、次期の定期資格審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

(資格審査結果の通知)

第9条 資格審査を行った結果を以下のとおり通知するものとする。

- (1) 入札参加資格を有すると認められる者には、指名競争入札参加資格者登録認定通知書（様式第7号）を通知する。
- (2) 入札参加資格を有すると認められない者には、今後の具備すべき要件等を記して、指名競争入札参加資格者登録否認通知書（様式第8号）を通知する。

(資格の承継)

第10条 入札参加資格を有する法人等の合併等により新たに設立された法人等について、入札参加資格の承継を認めることができるものとする。

(変更の届出)

第11条 入札参加資格者は、次の事項について変更があった場合及び廃業した場合は、速やかに指名競争入札参加者申込事項変更届（様式第9号）を提出するものとする。

- ①商号又は名称
- ②法人の代表者又は個人事業主の氏名
- ③住所又は所在地
- ④電話番号
- ⑤FAX番号
- ⑥電子メールアドレス

(指名審査会)

第12条 指名業者の選定等について審査するため、林業公社に「指名審査会」を置く。

2 指名審査会は、次の事項を審査するものとする。

- (1) 指名競争入札に参加させる事業体の選定について
- (2) 名簿に登載された事業体の指名停止について
- (3) 名簿に登載された事業体の資格の取消し等について
- (4) その他林業公社事業の執行について、必要と認める事項

(指名の基準)

第13条 森林整備関係業務は、名簿に登載された者から指名するものとする。

2 原則として5つ以上の林業事業体を指名するものとする。

3 指名においては、次の事項に留意するものとする。

- ①信用度
- ②手持ち工事の状況
- ③技術者の状況
- ④機械器具の保有状況
- ⑤安全管理の状況
- ⑥労働福祉の状況
- ⑦その他

(指名停止)

第14条 名簿に登載された事業体について、期間を定めて指名停止することができるものとする。  
2 前項の指名停止及び期間は、「秋田県森林施業関係業務入札参加者指名停止基準」を準用するものとする。

(資格の取消し等)

第15条 次の各号の一に該当する場合、入札参加資格を取消しするものとする。

- (1) 認定事業体の資格を失った者
  - (2) 資格の取消の申し出があった者
- 2 次の各号の一に該当する場合、入札参加資格の取消しを行うことができるものとする。
- (1) 虚偽の資格審査申込等を行った者
  - (2) 虚偽の資格審査申込等に協力した者
  - (3) その他林業公社事業の執行について、多大な損害を与えた者

(入札に関する事務取扱い)

第16条 林業公社事業の発注に当たっての入札事務取扱い等については、別に定める。

(庶務)

第17条 資格審査及び指名審査に係る庶務は、林業公社総務課に置く。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

平成23年1月18日改正

平成24年2月24日改正

平成26年2月27日改正

平成28年2月22日改正

平成29年12月8日改正

別表

技術者の名称		資格内容など
林業の専門技術者	技術士	「技術士法」第2条第1項に規定する技術士であって、森林部門に係る登録を受けている者
	林業技士	(一社)日本森林技術協会が認定する森林や林業に関する専門的技術者の資格取得者
	林業士 (青年林業士)	秋田県の認定を受けている者
	・基幹林業技能士 ・林業技能作業士 ・林業作業士 ・基幹林業作業士	秋田県又は林業労働力確保支援センターの認定を受けた者 ・基幹林業技能士(グリーンマイスター) 昭和56年～昭和60年 ・林業技能作業士(グリーンワーカー) 昭和61年～平成2年 ・林業作業士(新グリーンワーカー) 平成3年～平成7年 ・基幹林業作業士(ニューグリーンマイスター) 平成8年～
	林業普及指導員	林業普及指導員国家試験に合格した者
	秋田県林業技術管理士	秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を終了し、秋田県の認定を受けている者
	・林業作業士 (フォレストワーカー) ・現場管理責任者 (フォレストリーダー) ・総括現場管理責任者 (フォレストマネージャー)	林業労働力の確保促進に関する法律に基づく資金の貸付等に関する省令（平成8年農林水産省第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿登録者
	その他	平成16年5月の森林法改正前の林業改良指導員としての資格を有していた者  以下の講習を受講して修了した者 ・チェンソー作業従事者特別教育講習会 ・刈払機作業従事者安全衛生教育講習会 ・小型車両系建設機械運転業務特別教育講習会
	施工管理の専門技術者	建設業法第27条に基づく土木施工管理技術検定試験に合格した者
	土木施工管理技士 (1級、2級)	建設業法第27条に基づく造園施工管理技術検定試験に合格した者